

令和6年度から高齢者肺炎球菌ワクチンを無料で受けられる年齢が変わります！



定期接種の対象者が変わります。

これまで65歳から100歳までの5歳刻みの年齢になる方に、ワクチンを無料で接種できるクーポンをお送りしていましたが、令和6年度から**満65歳の方**が定期接種対象者となるため、65歳となる方のみ^にワクチンを無料で接種できるクーポンをお送りいたします。

☆これまで対象の年度に高齢者肺炎球菌予防接種を受けなかった場合、5年後に再度無料接種（定期接種）の対象となる経過措置が設けられていました。しかしこの経過措置が令和5年で終了したため、令和6年度以降は**65歳の間に接種を受けなければ、無料で接種することはできません**。この機会を逃さないようご注意ください。

対象者

① 満65歳の方（65歳の誕生日前日～66歳の誕生日前日まで）

※年度内に65歳を迎える方ではなく、**接種日現在65歳の方**が対象となります。

※70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方への定期予防接種は**令和6年3月31日**で終了しました。

※対象の方には誕生月の前月末に接種券をお送りいたします。

② 60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方。（障害等級1級、またはそれに準じる方）



※既に「ニューモバックスNP（23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン）」を接種したことがある方は**定期接種の対象とはなりません**。ただし「13価肺炎球菌ワクチン（商品名：プレベナー13）」を接種したことがある場合は、定期接種の対象となります。

肺炎球菌及びワクチンについて

肺炎は日本の死亡原因の第5位であり、成人の肺炎の約2～3割は肺炎球菌という細菌により引き起こされるとの報告があります。肺炎球菌は、このほかにも、血液の中に細菌が回ってしまう敗血症などの**重い感染症の原因になることがあります**。肺炎球菌には90種類以上の血清型があり、定期接種で使用される「23価肺炎球菌ワクチン」はそのうちの23種類の血清型を対象としたワクチンです。この23種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症の**原因の約4割～5割を占める**という研究結果があります。このワクチンは対象とする血清型の侵襲性肺炎球菌感染症を**4割程度予防する効果**があります。

☆高齢者肺炎球菌ワクチンの助成があります！

平取町では、予防接種費用の自己負担額が1,000円となる助成を行っています。(※生活保護受給者については予防接種費用の全額を助成)。令和6年度より助成の対象の年齢が変わります。

◎対象者

満66歳以上の者でこれまでに「ニューモバックスNP（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）」を接種したことがない者

◎助成内容

自己負担額：1,000円（全額自己負担：6,600円）

※医療機関の窓口では助成金額を差し引いた額を支払います。

◎実施医療機関

①平取町国民健康保険病院 ②平取町振内国民健康保険診療所（準備中）

※予約受付：平取町国民健康保険病院（TEL：2-2201） 月～金曜日

※接種には事前予約が必要です。振内診療所での予約については詳細が決まり次第お知らせいたします。



町外の接種を希望される方へ

町外医療機関に入院中、町外施設に入所中、その他医師が認めた理由により町内での医療機関で接種ができない方は、個別に連絡調整の必要がありますので、**必ず接種前にご連絡下さい。**

予防接種を受けるときの注意点（受けることが出来ない方）

◎受けることが出来ない方

- ①明らかに発熱のある方（37.5℃を超えたら接種出来ません。）
 - ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
 - ③このワクチンの成分によってアナフィラキシー（重篤な副反応）を起こしたことが明らかな方
 - ④予防接種により、接種後2日以内に発熱や全身の発疹等のアレルギーを疑う症状をおこしたことがある方
 - ⑤その他、医師が不適當な状態と判断した場合
- ～予防接種は体調の良いときに打ちましょう。接種に不安のある方はかかりつけ医に相談しましょう。～

◎肺炎球菌ワクチンの接種後には 副反応が生じることがあります

肺炎球菌ワクチンの接種後にみられる主な副反応には、接種部位の症状（痛み、赤み、腫れなど）、筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛などがあります。接種後に気になる症状や体調の変化があらわれたら、すぐ医師にご相談ください。

◎予防接種健康被害救済制度について

定期の予防接種による副反応のために、医療機関で治療が必要な場合や生活が不自由になった場合（健康被害）は、法律に定められた救済制度（健康被害救済制度）があります。

【お問い合わせ】 平取町 保健福祉課保健推進係 ☎01457-4-6112